

「健康寿命のあり方に関する有識者研究会」報告書の概要

平成31年3月28日
(厚生労働省)

- 「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」(本部長:厚生労働大臣)の**健康寿命延伸プラン**策定にあたり、**健康寿命の定義・目標に関する有識者研究会(本研究会)**と延伸効果に関する有識者研究会を設置し、健康寿命の現状や課題について整理を行った。
- 本研究班では、①**算出頻度(3年に一度)**、②**市町村毎での算定ができない**、③**国際比較可能性**などの健康寿命への要請を念頭に**定義**について議論するとともに、**補完的指標のあり方**、**延伸目標**についても検討を行った。

本研究班の構成員(◎座長 ○副座長)

尾島 俊之 (浜松医科大学) ○西村 周三 (医療経済研究機構)
佐藤 敏彦 (青山学院大学) 橋本 修二 (藤田医科大学)
田宮菜奈子 (筑波大学) 横山 徹爾 (国立保健医療科学院)
◎辻 一郎 (東北大学)

開催実績

第1回	2018年12月25日
第2回	2019年1月16日
第3回	2019年1月28日
第4回	2019年2月14日
第5回	2019年2月22日

報告書の概要

- 現行使用している「**日常生活に制限のない期間の平均**」は健康の3要素(身体・精神・社会)を包括的に内包している指標であることから、**今後も健康寿命として取り扱う**
 - **健康寿命は今後も3年に一度の算出となるため**、毎年・地域毎の算定には補完指標を利活用する
 - **欧米先進国でも類似の質問により健康寿命を算出しており**、現行指標が国際的に特殊とは言えない
- 補完指標として、要介護2以上を「不健康」と定義した「**日常生活動作が自立している期間の平均**」を利活用することで、**毎年・地域毎**の算定を行うことが可能となるが、下記の理由で主指標たり得ない
 - 介護データは主に身体的要素(一部、精神的・社会的要素も含む)を反映するため
 - 介護制度の制度上、主に65歳以上のみが対象となるため
- 上の2指標の取り扱いについて、混乱を生じないように、本研究会報告書の中で、**見方・使い方をまとめた上で、Q&A集を付記**して、読者が理解しやすいように配慮を行った
- 健康寿命に影響を及ぼす要因(身体的:栄養・運動など、精神的:認知症など、社会的:社会参加・就業など)の分析のため、平成31年度以降の研究班で検討を行う
- 延伸目標については、有識者による健康寿命の将来推計等を参考にし、「**2016年から2040年までに3年以上延伸する**」とし、これにより男女ともに健康寿命は**75年以上**となる。